

新型コロナウイルス対策 ガイドライン Ver13

(9月20日以降)

フェニーチェ堺

公益財団法人堺市文化振興財団

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインで示した基本となる感染防止策を可能な限り実施した上で、ご利用施設の特性や公演の態様に応じて、感染防止の取組を実施してください。

また、本ガイドラインは、業種別ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会、クラシック音楽公演運営推進協議会、緊急事態舞台芸術ネットワーク、一般社団法人全日本合唱連盟、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）と補完し合う関係であり、必要に応じて参照していただくとともに、大阪府、堺市からの要請に応じて、感染防止の取組を的確に講じてください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染の動向のほか、国の基本的対処方針の変更や大阪府および堺市における感染症対策の改定にあわせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

2. 基本的な感染防止策

以下の基本的な感染防止策は、施設管理者の他、施設利用者（公演等主催者、その他の利用者）、来場者など、すべての方に共通となる感染防止対策です。

(1) 「三つの密」の回避

各施設のご利用にあたっては、感染を拡大させるリスクが高くなる3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在します。ご利用施設や公演の特性をふまえ、本ガイドラインに則した適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させることが求められます。

- 密閉空間（換気の状態により密閉空間になりえる）
- 密集場所（多くの人々が密集する場所がある）
- 密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場所がある）

なお、一つの「密」でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努めてください。

(2) 共通対策事項

- 必要回数のワクチン接種の推奨
- 施設内でのマスクの着用
 - マスク使用時には、鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- 手指の消毒や手洗いの励行
- 大声を出さないこと、咳エチケットの励行
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の徹底
- 飲食時の感染防止対策の徹底
- 大阪コロナ追跡システムの登録、利用者の QR コード読み取り等の推奨
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には関係者や来場者に対して自宅待機等の対応をとること
 - 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
 - 陽性とされた者との濃厚接触がある場合

3. 施設管理者が講ずる具体的な感染防止策

前記の基本的な感染防止策を踏まえ、様々な場面や場所等で必要となる措置を講じます。

(1) 来場者に向けた周知・広報

本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることをホームページや情報誌等に掲載することにより、来場者等に事前に周知・広報します。

- 発熱時・咳・喉の痛み等体調不良時の来館控え
- 施設内でのマスク着用
- 施設内での会話の抑制、咳エチケットの励行
- 入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの励行
- 施設内での社会的距離の確保
- 接触確認アプリ活用の推奨（大阪コロナ追跡システム）

(2) 職員に関する感染防止策

① 勤務管理

- 本ガイドラインに定めた感染防止策が率先して実行できるように周知、徹底します。
- 感染拡大期における、在宅勤務や時差出勤など、ジョブローテーションを工夫します。
- 普段から健康観察アプリなどを活用し、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合や同居者等に体調不良者が発生した場合は出勤を控えます。
- 自転車通勤を推奨します。
- 執務エリアでは空気調和設備による適切な換気を常時実施し、人的密度や換気状況により必要に応じて新たに換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気を行います。二酸化炭素モニターを活用し、概ね濃度 1000ppm 以下を保ちます。
- 事務用品等の共用は避けるとともに、事務室内共用部の定期的な消毒作業及び必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置します。
- 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の一定の距離が保てるよう努めます。また、遠隔会議システムも適宜活用します。
- ユニフォームや作業着はこまめに洗濯します。
- 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えます。
- 接種時や副反応時の職務専念義務を免除し、職員のワクチン接種を推奨します。
- 職場間の夜の会食は、以下のルールを徹底します。
 - 職場内のクラスターの発生リスクを下げるため、同一係・同一グループ等の過半数が参加する会食は行わない。
 - 感染が発生しやすい場면을強く意識し、マスク会食など感染を防ぐ行動を徹底する。
 - 会食が必要な場合には、ゴールドステッカー認証店舗を利用する。

(3) 施設内での具体的な感染防止策

① 接触感染防止策

手指消毒や手洗いの励行を行います。

- 施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒作業を公演等の施設利用の入れ替え毎など適宜行います。

- エントランスのほか、共用部分（トイレ等）の適切な箇所に手指消毒用消毒液を設置します。
 - 総合受付窓口等では、キャッシュレス決済を推奨します。
 - 大ホールのクロークの運営にあたっては、取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を行います。
- ※ 大ホール、小ホールの客席内は、抗菌コーティングを実施しています。

② 飛沫感染防止策

社会的距離を確保するとともに、長時間の会話の抑制を図ります。

- 来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知します。また、ワクチン接種の有無に関わらず未着用来館者に対してはマスクの配布や、個別に注意等を行うこと等により着用を促します。
- 病気や障害によりマスクの着用等が困難な来館者への対応については、国や自治体等の対応指針等に沿って適切に対応し、差別等が生じないように十分に配慮します。一方で、特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応をします。

参考 HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」
（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html

- 施設内（チケット窓口等）では、一定の間隔を空けた整列を促します。
- 対面で接する総合受付窓口等には、換気を考慮したうえでアクリル板等の間仕切りを設置します。

③ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

空気調和設備の機能や方式は、いずれも各種法令等により規定の設備が設置されています。この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図ります。

- 専門事業者による空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能に基づいて、可能な限りの換気量を確保します。
- 施設内は、空気調和設備の常時運転に加え、必要に応じて取り込む外気の量を増加させるなどにより自然換気と同等の効果を維持します。

(4) その他、施設内での感染防止策

① チケット窓口

- 来場者の連絡先把握のためオンラインチケット化を推奨します。

② 飲食施設（ビュッフェコーナー）

- 混雑時は必要に応じて購入待ちの列を制限するほか、空中歩廊などに飲食スペースを拡大します。
- 適切な場所に消毒液を設置します。
- 飲食時にマスクを外す際は会話を控えるように周知します。
- 飲食施設に関わる従業員は、特に不織布マスクの正しい着用と手指消毒を徹底します。

なお、飲食施設においては、業種別ガイドラインの内、外食業の事業継続のためのガイドライ

ンもあわせて必要な対策を実施します。

③ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋の着用を徹底します。
- 作業を終えた後は、手洗い・消毒を行います。

4. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策については、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階から必要となること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、公演主催者は各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。

なお、フェニーチェ堺では、公演主催者に必要な措置を講じていただけるよう、事前に協議・調整を行いますが、公演の際に必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請します。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前に以下を含む必要とされる実施概要についてフェニーチェ堺担当者と協議してください。

- 予定公演における本ガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を確認してください。
- 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- 休憩時間や入退場時間は、余裕を持った設定としてください。
- 多目的室や文化交流室、小スタジオ等は、大声での発声が伴わない利用については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用とし、密が発生しない程度の間隔を空けてください。
- 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応(変更やキャンセル規程等)について、必要に応じて確認をしてください。

(2) 客席の配席(収容率)

- 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、公演主催者側で客席状況を管理・調整できるようにしてください。
- 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数(最前列席については下段記述参照。)とすることが可能です。
- 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡『基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』や大阪府『府民等への要請』、堺市による要請内容に従ってください。
- 高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね 2m 程度を確保するよう努力してください。

【参考】 ※「大声あり」の場合の入場制限目安

(「大声」の定義＝観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること)

大ホール	1000 席 (収容率 50%以内)
小ホール	156 席 (収容率 50%以内)
大スタジオ	制限目安値 72 名
文化交流室 A	制限目安値 17 名
文化交流室 B	制限目安値 23 名
文化交流室 C	制限目安値 17 名
多目的室	制限目安値 41 名
小スタジオ A	制限目安値 4 名
小スタジオ B	制限目安値 9 名
小スタジオ C	制限目安値 15 名

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、演奏や合唱その他の表現形態に応じて、各種ガイドラインを参照し、感染防止に努めるようにしてください。
- 公演中の出演者を除き施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋、控室、その他の会場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。
- 舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペース、飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等をしてください。
- その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。
- 講演関係者の健康管理に努めるとともに、主要な関係者については、必要回数のワクチン接種をすることのほか、抗原検査の活用を推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- 外出前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替公演の有無やチケット代金の払戻等の諸条件・方法については、事前に告知してください。
- 来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
- 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、また場内アナウンスやメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
- 入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限してください。
- 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- 公演中の携帯電話等の抑制案内は、電源オフではなく、接触確認アプリの作動を妨げな

いように電源及び Bluetooth をオンにした上で「マナーモードかつフライト／機内モード」設定としてください（携帯電話抑制装置の使用はアプリ作動には干渉しません）。

- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- 公演前後の飲食を伴う会合・打上げの抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- 会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。
- 会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。
- 入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒を検討してください。
- チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒をしてください。
- 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出す者がいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討してください。

【公演関係者（特に出演者）⇄来場者間の感染防止策】

- 感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）は控えてください。
- 来場者の案内や誘導に際しては一定の距離を取るとともに、不織布マスクを着用してください。
- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口等）では、アクリル板等の間仕切りの設置を推奨します。

【来場者⇄来場者間の感染防止策】

- 施設内ではマスク着用を基本とし、未着用来場者に対しては配付や販売など、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕のある時間を設けてください。
- 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ホワイエ等での近距離における対面での長時間の会話や滞留を抑制するように促してください。
- 休憩時間のトイレやビューフェコーナ等では、ホワイエの広さを踏まえて、一定の間隔を空けた整列を促してください。
- 会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので極力控えてください。

(6) その他、物販等

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。

5. 感染拡大への防止策

集団感染が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を速やかに提供します。

- 公演主催者は、集団感染が発生した場合は速やかに施設管理者に報告してください。
- 感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- 施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、フェニーチェ堺内の救護室（一時的隔離）の活用や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。
- 公演関係者やスタッフの感染が疑われる際の対応について、事前に大阪府において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。発熱などの体調不良の場合には公演参加を控えようとしてください。その上で、発熱などの症状が出た場合には、かかりつけ医等、身近な医療機関に電話で相談してください。なお、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡において、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないこととされていますので、ご注意ください。また、感染発生時の対応についても、公表方法や公演実施の基準等を事前に定めてください。